

地方独立行政法人香取おみがわ医療センター公告第1号

下記の業務について、公募型プロポーザル方式に係る手続開始にあたり、参加希望者の募集を行うので公告する。

令和4年11月29日

地方独立行政法人
香取おみがわ医療センター
理事長 寺野 彰

1 業務の概要

(1)業務名

香取おみがわ医療センター患者給食業務

(2)業務内容

詳細は、香取おみがわ医療センター患者給食業務仕様書（以下「仕様書」という。）による。なお、仕様書は、受注予定者を特定するための基本的仕様について定めたものであり、契約締結の際は、更に詳細な内容について、特定された受注予定者と協議の上、定めるものとする。

(3)委託期間

令和5年4月1日から令和8年3月31日まで

(4)提案上限額

月額5,000,000円（消費税及び地方消費税を除く。）

2 プロポーザルへの参加資格

本業務の企画提案に参加できる者は、次に掲げる事項を全て満たす者とする。

(1)地方独立行政法人香取おみがわ医療センター契約規程第4条第3項各号の規定に該当しないこと。

(2)香取市建設工事請負業者等指名停止措置要領（平成18年香取市告示第113号）に基づく指名停止措置、又は香取市契約に係る暴力団等排除措置要綱（平成24年香取市告示第149号）に基づく入札参加除外措置

を受けていないこと。

- (3)破産法（平成 16 年法律第 75 号）に基づく破産手続開始の申立中、又は破産手続中でないこと。
- (4)会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立中、又は更生手続中でないこと。
- (5)民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立中、又は再生手続中でないこと。
- (6)特定債務等の調整の促進のための特定調停に関する法律（平成 11 年法律第 158 号）に基づく再生手続開始の申立中、又は再生手続中でないこと。
- (7)役員等（役員として登記、又は届出されていないが、事実上経営に参画している者を含む。）が、暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号。以下「暴力団対策法」という。）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。）、又は暴力団関係者（暴力団（暴力団対策法第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）の構成員及び暴力団に協力し、又は関与する等これと関わりを持つ者をいう。）と認められる者でないこと。

3 実施要領等の交付方法

香取おみがわ医療センターホームページからダウンロードするものとする。（<http://www.hospital.omigawa.chiba.jp>）

4 参加手続き

本業務の業務提案に参加しようとする者は、「香取おみがわ医療センター患者給食業務プロポーザル実施要領」等に従い作成し、参加申し込みするものとする。

(1)提出書類

- ①参加表明書兼企画提案書（様式 2）
- ②会社概要（様式 3）
- ③同種業務履行実績書（様式 4）
- ④業務管理責任者の経歴等（様式 5）
- ⑤見積書（様式 6）

⑥見積明細（様式7）

⑦業務提案書（任意様式）、CD-R

- (2)提出期限 令和4年12月16日（金）午後5時まで
- (3)提出場所 香取おみがわ医療センター事務部管理課庶務班
- (4)提出部数 8部（正本1部 副本7部）
ただし、業務提案書は、正本8部、CD-R1枚とする。
- (5)提出方法 事務局あてに持参又は郵送による。いずれの場合においても提出期限までに必着のこと。

5 企画提案に係るプレゼンテーション及びヒアリング

次により企画提案書に係るプレゼンテーション及びヒアリングを実施する。

- (1)期 日 令和4年12月22日（木）
- (2)場 所 香取おみがわ医療センター1階会議室

6 その他

詳細については、「香取おみがわ医療センター患者給食業務プロポーザル実施要領」による。

7 問い合わせ及び各種書類の提出先

事務局：香取おみがわ医療センター事務部管理課庶務班

〒289-0332

千葉県香取市南原地新田 438-1

電話番号：0478-82-0306

Eメール：shomu@hospital.omigawa.chiba.jp